準備金の額の減少公告

当社は、アップルウェアー株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十三日
掲載頁　七十六頁（号外第一〇六号）
令和八年五月十九日
大阪府八尾市山本町北三丁目一番二八号
森田殖産株式会社
代表取締役　森田　規子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千九百万円、資本準備金の額を二億五千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年五月十一日
掲載頁　八十三頁（号外第一〇四号）
令和八年五月十九日
東京都中央区日本橋二丁目一二番一〇号
ＴＡＫＡＳＨＩＭＡＹＡ　ＴＲＡＮＳＣＯＳＭＯＳ　ＩＣ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　川口　貴明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三百八十七万七千五百円、資本準備金の額を三億三百八十七万七千五百円減少し、それぞれ一億円、九億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十九日
掲載頁　二頁
令和八年五月十九日
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
アソビュー株式会社
代表取締役　山野　智久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十九日
富山県富山市西中野町二丁目一〇一〇番地
北日本電機産業株式会社
代表取締役　打出　孝彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十九日
福井市二の宮二丁目二八番三一号
パイネック株式会社
代表取締役　大坂　善春

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社アグレイドを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年七月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月十九日
大阪市中央区難波五―一―六〇なんばスカイオ二七階
株式会社アグレイド
代表取締役　香西　洋平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙山知也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
Ｊｏｙｇａｔｅ　Ｌｉｍｉｔｅｄ
日本における代表者　髙山　知也

解散公告及び債権申出の公告（第二回）

当社は、平成十六年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日
岡山県倉敷市児島赤崎三丁目一〇番二五号
中村織物有限会社
清算人　中村　敬子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十七億千三百二十四万四千四百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14430/14430.html

令和八年五月十九日
東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
ＳｉｌｋＲｏａｄ　Ｃｅｎｔｒａｌ特定目的会社
取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億二千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0093/index.html

令和八年五月十九日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
特定目的会社Ｃｅｓａｒ
取締役　長尾　誠

正誤

令和八年三月二十三日（号外第六十一号）公布厚生労働省令第二十九号（労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四一	改正後欄	終りから一八	作業従事者が作業を行う場合	作業従事者が周囲で作業を行う作業従事者に危害を生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合
〃	〃	〃	作業従事者が作業を行う場合	作業従事者が前項の作業を行う場合

令和八年二月二十六日（号外第三十九号）厚生労働省告示第五十三号（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五四	改正後欄	五	被害を受けた労働者	被害者
五七	〃	終りから五	被害を受けた労働者	被害者
六六	改正後欄	一六	被害を受けた労働者	被害者
五四	改正前欄	五	被害を受けた労働者	被害者
五七	〃	終りから六	被害を受けた労働者	被害を受けた労働者
六六	改正前欄	一七	被害を受けた労働者	被害を受けた労働者

五四ページ改正後欄七行目は次のとおりの誤り。

①　（略）
②　法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

同ページ改正前欄八行目は次のとおりの誤り。

①　（略）
②　法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ページ	段	行	誤	正
六二	改正後欄	六	被害を受けた労働者	被害者
〃	改正前欄	〃	被害を受けた労働者	被害を受けた労働者